

2025 年 1 月吉日

通帳未記帳の重要なお知らせ

平素は、津山信用金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、普通預金・貯蓄預金の通帳にご記帳されていない取引が一定数（50件）を超えた場合、ご入金とご出金の取引について、それぞれの件数・合計額を一括記帳させて頂いております。

2025年2月16日以降は、ご記帳されていない取引件数を、現在の50件から100件と変更いたします。

以降、毎月16日を基準日として、前月の基準日時点から、お客さまのご記入されていない取引が100件を超えていた場合、それぞれの件数・合計額を一括記帳させていただきます。

お手数料をお掛けしますが、定期的に通帳のご記帳をいただきますよう宜しくお願いいたします。

なお、一括記帳となった期間のお取引明細の発行をご希望する場合は、有料で取引明細を作成させていただきますので、お取引窓口までお申し付けいただきますよう宜しくお願いいたします。

また、ご記入されていない取引が120件を超えますと、すべてのお取引（入出金取引、振込入金、自動引落等）が出来なくなりますので、あわせてご注意くださいよう宜しくお願いいたします。

今後も、お客さまにご満足いただける商品・サービスの向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

※当金庫では2022年8月をもって「通帳未記入取引照合表」の郵送を終了させていただいております。

※ATMでのお取引に際し、通帳未記帳のお取り扱いが60件を超えた場合に「取引明細票」に未記帳についてのご案内を印字いたしますので、ご確認を宜しくお願いいたします。

※「つしん通帳アプリ」により通帳レス口座へ変更いただきますと、通帳の記帳や繰越が不要となりますので、あわせてご検討をお願いいたします。

以 上

